国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合 執行委員長 片山 知史

団体交渉(継続)の申入れ

組合が大野総長に署名を直接提出して、大野総長と組合役員が意見交換をすることについては、昨年 12 月 18 日以降の労使の経緯があり、とりわけ本年 1 月 6 日の大学側の提起を受けて、同日、本継続交渉とは別途、交渉申入れをし、当該交渉についてはその交渉事項から総長出席が必須であることを再三通知しています。

さて、下記の通り、上記 1 月 6 日申入れの交渉とは別途、この間の継続交渉である団体 交渉を申し入れます。本継続交渉にかかる下記交渉事項の1及び2は 2017 年 12 月 25 日~ 2019 年 12 月 16 日の間、また、同3及び4は 2019 年 10 月 23 日~12 月 16 日の間、いずれ も継続して行なわれてきた事項です。交渉事項3にかかる本交渉の具体的事項として、別 添のとおり、「改正パートタイム・有期雇用労働法の 2020 年 4 月施行に際しての均等・均 衡待遇についての要求書」を提出いたします。 なお、本継続交渉について総長の出席を強 く要求し、また、本学の人事方針(運用を含む)の変更について交渉の場で判断できる人 が必ず出席するよう強く要求いたします。

記

1. 交 渉 事 項

- 1. 有期雇用職員の無期化について(限定正職員の採用状況等を含む)
- (1) 目的限定職員の雇用継続について
 - 1)「目的満了による解雇」後の雇用に係る「あっせん」をすること
 - 2) 目的限定職員の解雇の問題について
- (2) その他
- 2. 大学と組合の確認書(2016年(平成28年)2月18日付け)について
- 3. 准職員・時間雇用職員等の待遇改善について
- (1) 時間雇用職員へのボーナス支給について
 - ・ 時間雇用職員全員(准職員でボーナスが支給されていない人も含む。) にボーナスを支給するため、大学として各部局に対して一定の財源を交付すること。
- (2) 働き方改革関連法の「同一労働・同一賃金」の施行について
- 4. 新たな承継枠年俸制について
- 2. 日 時 下記の日程を提案いたします。2時間の確保を求めます。
 - · 2月13日(木)午後5時30分以降
 - · 2月17日(月)午前9時以降
 - · 2月26日(水)午後5時30分以降
 - · 2月27日(木)午後5時30分以降